

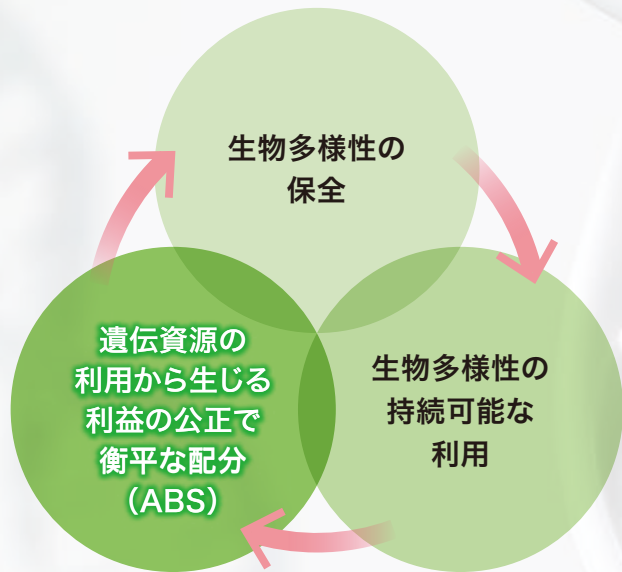
国立環境研究所における

ABS対応

海外の生物資源はだれのもの？



ABSとは



生物多様性条約^{※1}の3つの目的

※1：CBD, Convention on Biological Diversity：生物の多様性に関する条約。リオ地球サミットで採択された国際条約の一つ。1993年に発効。現在196の国と地域が加盟。

ABS (Access and Benefit-Sharing) は生物多様性条約の目的の一つとして掲げられています。

海外の遺伝資源を採取・利用、持ち出す場合には、提供国の定めるABSに関する手続きを行い、提供者と利益配分を含む利用契約を行う必要があります。これらのルールは、名古屋議定書で定められています。

ABSの対象には、商業利用だけでなく、学術利用も含まれます。また、遺伝資源に関する先住民等の伝統的知識も対象です。



NIESにおける ABS対応

NIES^{※2}が実施する一部の環境研究では、海外で取得した遺伝資源を利用しています。NIESでは、提供国および提供者との信頼関係を構築しながら研究を進めるため、生物多様性条約、名古屋議定書および日本のABS指針を遵守することを基本方針^{※3}で宣言しています。

※2 NIES：National Institute for Environmental Studies
(国立環境研究所)



また、基本的な考え方とガイドライン^{※4}を制定し、ABSに関する制度が未整備の提供国への配慮や、すでに他国の博物館などに移転された遺伝資源を利用する際の手続きについて記載し、ABS対応を行っています。

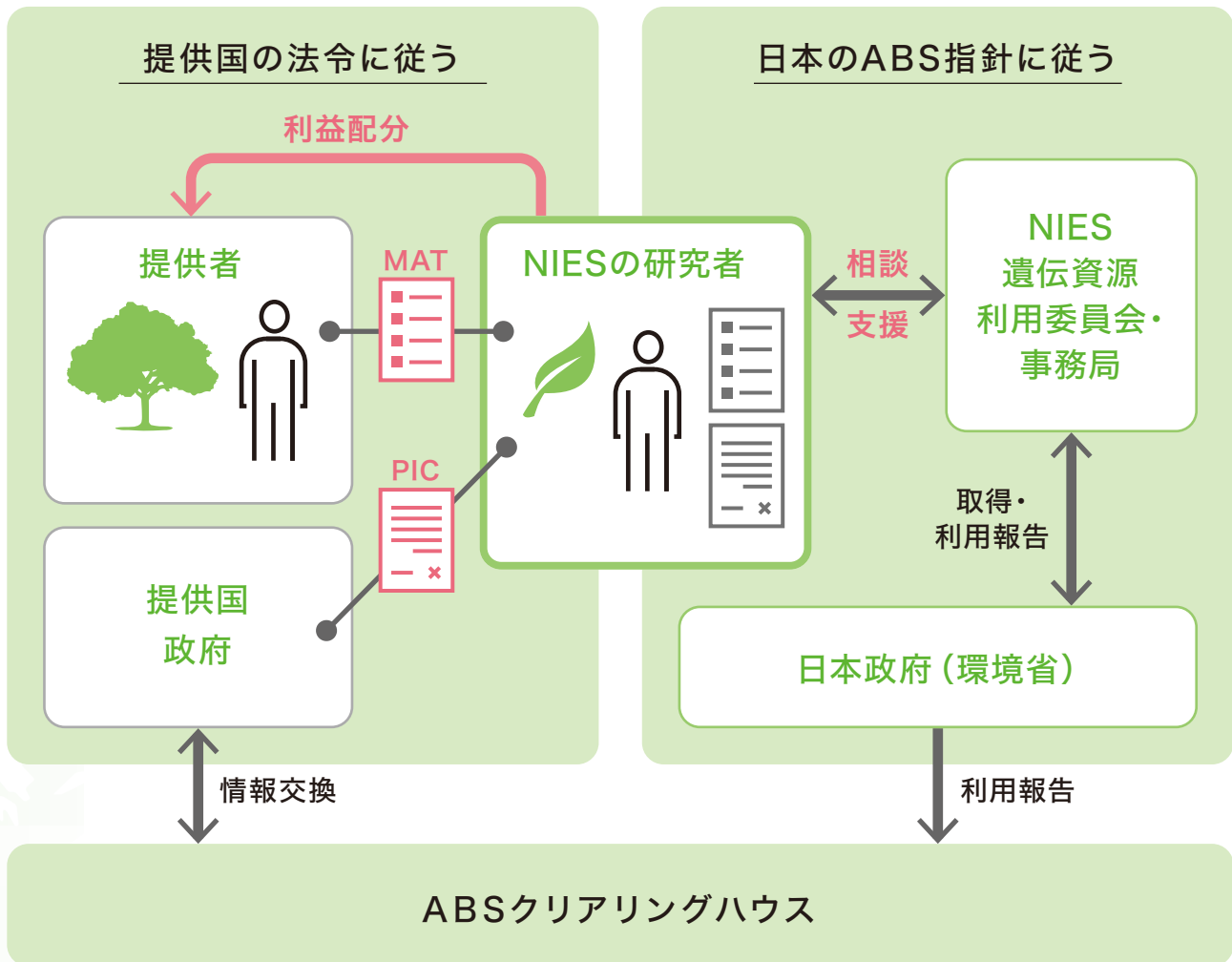
※3「国立環境研究所の遺伝資源のアクセスと利益配分に関する基本方針」はこちら (PDF：59KB)



※4「国立研究開発法人国立環境研究所における遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する基本的な考え方とガイドライン」はこちら (PDF：322KB)



ABSに関する手続き



ABSクリアリングハウス：ABSに関する情報を統合する国際情報交換センター

PIC (Prior Informed Consent)：情報に基づく事前の同意

MAT (Mutually Agreed Terms)：相互合意条件（取得条件、移転条件、利用条件など）

NIESでは遺伝資源利用委員会（ABS委員会）が、提供国の法令（PIC）・利用条件（MAT）・日本国指針・NIES指針の点から、ABS対応が適切であるかのチェックとABS対応の支援を行っています。ABS対応は提供国によって異なるため複雑です。こんな場合は、事前にABS委員会事務局にご相談ください。

- 海外で生物試料をサンプリングする場合
- 共同研究者や他機関から海外産の生物試料を入手する場合
- NIESに保管されている海外産の生物試料を譲渡する場合
- 招聘研究者などが海外産の生物試料を持ち込む場合
- 使用するサンプルが、ABSに該当するか分からない場合



NIESにおけるABSを遵守した 生息域外での生物多様性の保全

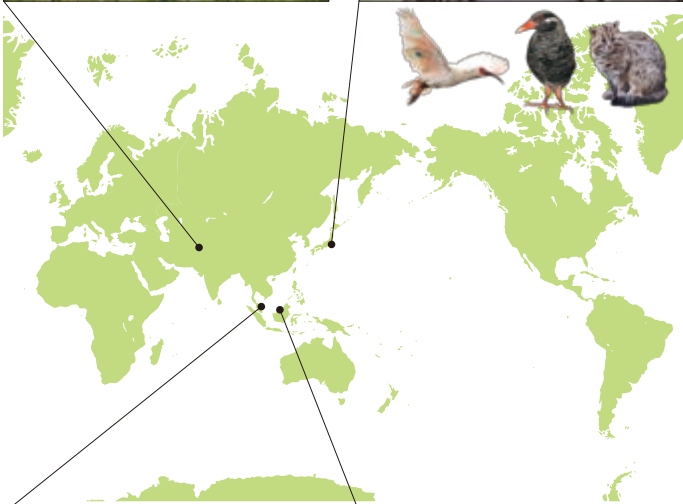
絶滅危惧種の 遺伝資源保存バンク



絶滅危惧種の死亡個体や飼育個体から、臓器、体細胞、生殖細胞、DNA等を採取し、長期凍結保存を行っています。これによって絶滅危惧種の生理学的な機能の特徴や遺伝学的な情報を将来に残すことができます。凍結した組織は、絶滅要因の研究、病原体に対する感受性の研究あるいは個体増殖に関する研究に使用することが可能で、絶滅危惧種の保全に役立ちます。また、海外、特にアジア地域の関係機関と連携して、アジア地域における遺伝資源保存体制の充実を図っています。

ネパール国立公園野生動物保全局
ネパール科学技術院

国立研究開発法人
国立環境研究所
National Institute for Environmental Studies



シンガポール動物園



サラワクフォレストリー
コーポレーション

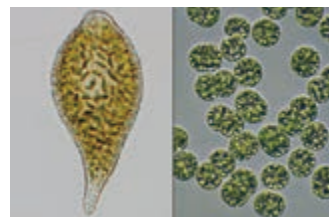
藻類の カルチャーコレクション



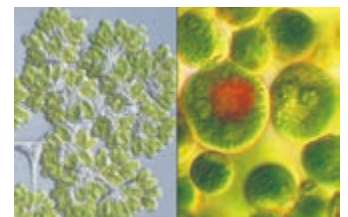
国内最大の藻類株保存機関である微生物系統保存施設 (NIESコレクション) では、様々な分類群で構成される藻類株を保存し、環境研究および基礎研究や教育目的のために提供しています。日本原産の藻類株に加えて、公海や南極産の株、世界39ヶ国の海外産藻類株の保存・提供も行っています。海外産藻類株の寄託を受け入れる際には、ABSを遵守して手続きを進めています。



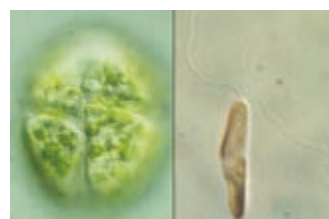
NIESコレクションが保有する海外産藻類株の原産地域



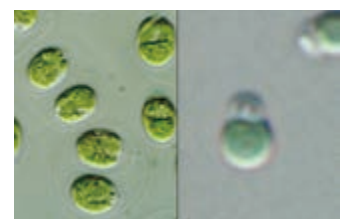
アオコや赤潮など
環境問題の原因となる藻類株



有用物質やバイオマスの
生産に適した株



新種記載などに使われた
分類学上重要な株



モデル生物として
様々な研究に使われている株

国立研究開発法人
国立環境研究所
National Institute for Environmental Studies

NIES ABS Committee
遺伝資源利用委員会

〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2
TEL: 029-850-2435 FAX: 029-850-2587
E-mail: abs@nies.go.jp

abs nies

